

## 外国投資受け入れ奨励産業の拡大

株式会社クララオンライン  
コンサルティングチーム

### <要約と結論>

中国は近年、より一層の対外開放に積極的な姿勢を見せている。一部の国内産業の強化や国内経済の活性化が主な狙いだが、米国との貿易摩擦の緩和を目的とする動きもある。半年後に迫る外商投資法の施行を前に、外商投資産業指導目録や外商投資参入ネガティブリストの見直しが急ピッチで進められている。

2019年2月には、新たな「外商投資奨励産業目録（意見募集稿）」が発表され、意見募集が行われた。全国版の外商投資奨励産業目録と中西部版の外商投資優勢産業目録から成っており、ワイン・ビール原料作物の栽培から古布のリサイクル技術、エネルギー生産、AI技術に至るまで様々な領域の産業で外国投資の受け入れが進められる。

商務部は目録の速やかな実施を示唆しており、新たな外商投資参入ネガティブリストも2019年6月末までに発表される見通しだ。早ければ今夏にも海外企業への新たな門戸開放とビジネスチャンスの拡大が期待される。

### 1. いっそうの対外開放に意欲

中国政府は2018年から対外開放に積極的な姿勢を見せている。2018年4月に海南省で開かれたボアオアジアフォーラム年次総会では、習近平国家主席が、①市場参入制限の大幅な緩和、②投資環境の一層の整備、③知的財産権保護の強化、④主体的な輸入拡大の4点を軸に対外開放を拡大する方針を明らかにした。

さらに今年3月に開かれたボアオアジアフォーラムでは、李克強首相が2020年1月1日の外商投資法施行に向けて、関連法規の制定と整理を年内に完了すると表明し上で、2019年6月末までに外商投資参入ネガティブリストおよび自由貿易試験区外商投資参入ネガティブリストの改定を行うとした。特に付加価値電信業務、医療、教育、交通運輸、インフラ、エネルギー等の領域で対外開放を拡大するとし、ネガティブリストで参入が禁止されていない分野は全て参入可能とすることを明言している。

## 2. 外商投資の奨励リスト

国家発展改革委員会と商務部は、外商投資参入ネガティブリストの改定に先駆けて現在有効な「外商投資産業指導目録」と「中西部地区外商投資優勢産業目録」の改定作業を進めている。2019年2月1日にこれらの目録を統合した新たな「外商投資奨励産業目録（意見募集稿）」を発表し、パブリックコメントの募集を行った。

「外商投資奨励産業目録（意見募集稿）」は、全国版の外商投資奨励産業目録と中西部版の外商投資優勢産業目録から成っている。中西部版は中西部地域だけでなく、東北地域と海南省も含まれている。

全国版の主な投資奨励産業は次の通りとなっている。今回の意見募集稿で新たに追加されたものを一部抜粋し、赤字・下線で示した。

<p><b>農業・林業・牧畜業・漁業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 緑色(安全・衛生的・健康的な)野菜、有機野菜、乾燥・生鮮果物、茶葉栽培技術の開発、<u>栽培</u>、製品の生産</li> <li>● <u>ワイン用ブドウの育種、栽培、生産</u></li> <li>● <u>ビール原料の育種、栽培、生産</u></li> </ul>
<p><b>食品製造業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>焼菓子、インスタント食品、および関連する原料の開発、生産</u></li> <li>● <u>森林食品(主に山林で採取される山菜、木の実、果実などを指す)の加工</u></li> </ul>
<p><b>紡績業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>故繊維の回収利用</u></li> </ul>
<p><b>木材加工および木・竹・籐・シュロ・草製品製造業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 林業の三大余剰物である”次・小・薪”材(質の劣る加工用木材)、<u>廃木材</u>、竹材の総合利用に関する新技術、新製品開発及び生産。<u>木・竹材の生産にかかる汚染の制御、微粒子状物質の排出削減、防塵防爆技術の開発と応用</u></li> </ul>
<p><b>医薬品製造業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>ワクチン、細胞治療薬等の生産に必要な新型主要原材料、大規模細胞培養製品の開発および生産</u></li> </ul>
<p><b>ゴム・プラスチック製造業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>生分解性プラスチック及び生分解性プラスチック製品の開発、生産、応用</u></li> <li>● 新型ライトエコロジー多機能幅広農業用フィルム、<u>農業用生分解性マルチ</u>の開発、生産</li> </ul>

<b>金属製品業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 航空、宇宙、<u>船舶</u>、自動車、オートバイの軽量化およびエコ型新材料の研究開発ならびに製造（専用アルミプレート、アルミニウムマグネシウム合金材料、オートバイ用アルミ合金フレーム等）</li> <li>● <u>200系および400系のニッケルステンレス鋼製品の製造</u></li> </ul>
<b>汎用設備製造業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>ロボット及び産業用ロボットのシステム、ロボット専用減速機</u></li> </ul>
<b>専用設備製造業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>シェールガス設備の製造</u></li> <li>● <u>土木建築物の耐震減災装置の製造</u></li> </ul>
<b>自動車製造業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>自動車基幹部品および重要技術の研究開発：エンジン、動力電池、燃料電池、スマート自動車の重要部品等</u></li> </ul>
<b>鉄道、船舶、航空宇宙およびその他の輸送設備製造業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>海底鉱物資源の開発設備の設計</u></li> <li>● <u>スマート船舶の設計および関連情報システムの研究開発</u></li> </ul>
<b>コンピューター、通信、その他の電子設備製造業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● TFT-LCD、OLED、<u>AMOLED</u>、<u>レーザーディスプレイ</u>、<u>量子ドット</u>、<u>3Dディスプレイ</u>等のフラットパネルディスプレイ、ディスプレイ材料の製造（第6世代以前のTFT-LCDガラス基板を除く）</li> <li>● <u>電子書籍リーダー材料(Eインクスクリーン等)の研究開発及び製造</u></li> <li>● <u>クラウドコンピューティング設備、ソフトウェア、およびシステムの開発</u></li> </ul>
<b>電力、熱、ガス、水の生産及び供給業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 発電を主な目的とする <u>大型</u>水力発電所および <u>揚水発電所</u>の建設、経営</li> </ul>
<b>交通運輸、倉庫貯蔵、郵政業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 鉄道幹線網および <u>鉄道専用網</u>の建設、経営</li> <li>● <u>宅配サービスに関わるテクノロジー機器およびエコ包装の研究開発、応用</u></li> </ul>
<b>リースおよびビジネスサービス業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国際経済、科学技術、環境保護、物流情報、<u>商務</u>、<u>会計</u>、<u>税務</u>のコンサルティングサービス</li> <li>● <u>エンジニアリングコンサルティングサービス</u></li> </ul>
<b>科学研究、技術サービス業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>脳科学とニューラルネットワーク領域の人工知能技術、スマートデバイス、医療用ロボット、ニューロチップ、ニューロンセンサー等のマイクロプロセッサおよび設備、HCI（ヒューマン・コンピュータ・インタラクション）等の次世代スマート技術</u></li> </ul>

**水利、環境、公共施設管理業**

- 河川、湖沼の水環境ガバナンス、水利生態の修復および管理保護、経営
- タクシー、トラム(路面電車)、路線バス等の公共交通システムの建設、運営

**衛生および社会サービス**

- 医療機関

**文化、スポーツ、娯楽産業**

- 旅行インフラ施設の建設および旅行情報サービス

「外商投資奨励産業目録（意見募集稿）」より一部抜粋、参考訳：クララオンライン

中国語原文：<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201902/20190202832681.shtml>

この「外商投資奨励産業目録（意見募集稿）」の意見募集は3月2日に締め切られている。4月29日の時点で商務部の王受文副部長が同目録の速やかな実施に言及していることから、今夏までには正式発表されることが予想される。

なお現在有効な「外商投資産業指導目録(2017年改正)」については、JETROが出している日本語での全文訳が参考になるだろう。

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/jfile/country/cn/invest\\_03/pdfs/cn8A010\\_syourei\\_gyousyu.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/cn/invest_03/pdfs/cn8A010_syourei_gyousyu.pdf)

参入禁止分野については、別途「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)2018年版」が出されている。冒頭で述べた通り、こちらは2019年6月末までに改定版が発表される見通しだ。

- 本レポートに含まれる情報は一般的なご案内であり、包括的な内容であることを目的としておりません。また法律・条令の適用と影響は、具体的な状況によって大きく変化いたします。具体的な事業展開にあたってはクララオンライン コンサルティングサービスチームより御社の状況に特化したアドバイスをお求めになることをおすすめいたします。また本書の内容は2019年5月15日時点で編集されたものであり、その時点の法律及び情報、為替レートに基づいています。

本書はクララオンライン コンサルティングサービスチームにより作成されたものです。クララオンラインの中国、台湾、韓国、シンガポールなどアジア各国のインターネットコンサルティングサービスに関するお問い合わせは以下の連絡先までお気軽にご連絡ください。

asia@clara.ad.jp または +81(3)6704-0776